認定収入月額算定方法

1. 入居者及び同居者全員分の前年の年間総所得額を調べる

勤務先で発行される

【源泉徴収票】の場合は「<u>給与所得控除後の金額</u>」、

役場税務係にて有料で発行される

【所得証明書】の場合は「合計所得金額」となります。

世帯全員分の所得の合計額が年間総所得額です。

※申込時の前年から申込時までの間に転職・休職・退職等している場合は、必要な書類が異なりますので、地域整備課村営住宅担当までお問い合わせください。

2. 1で調べた世帯全員の年間総所得額から下記の各控除の金額を控除する

年間総所得額から下記の公営住宅法上の控除を行った額が、申込者の「認定年間所得」となりますので、1で調べた年間総所得額から下記の表のうち該当するものの控除額を引いてください。

控除名	控除対象	控除額
同居親族控除	申込者以外の同居しようとする親族	38 万円×人数
別居扶養親族控除	所得税法上の遠隔地扶養の対象者	38 万円×人数
老人扶養控除等	所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で 70 歳以上の方	10万円×人数
特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族(配偶者は含みません)で 16 歳以上 23 歳	25 万円×人数
	未満の方	
障害者控除	①愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方	27万円×人数
	②精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方	
	(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)	
	③身体障害者手帳の交付を受けている方で3級~6級の方	
	④戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症~第2目症の方	
	⑤65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所	
	長の認定を受けている方	
特別障害者控除	①愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方	40 万円×人数
	②精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で1級の方	
	(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)	※特別障害者控除
	③身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方	を受ける方は、障害
	④戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症~第3項症の方	者控除をあわせて
	⑤精神上の障害により自理を弁識する能力を欠く方	うけることはでき
	⑥原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方	ません。
	⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する方	
	865歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所	
	長の認定を受けている方	
寡婦控除	申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚	27万円
	姻をしていない女性、または夫の生死が明らかでない女性で、次の	
	①、②のいずれかにあてはまる女性	
	①扶養親族または生計を一にする子(年間所得金額 38 万円以下で	

	あること)を有する女性	
	②年間所得金額が 500 万円以下の女性(1の「扶養親族・子」の	
	いない方もあてはまりますが、離婚した場合は除きます。)	
寡夫控除	申込者本人または同居親族で、妻と死別若しくは離婚し、その後婚	27万円
	姻をしていない男性、または妻の生死が明らかでない男性で、次に	
	あてはまる男性	
	生計を一にする子(年間所得金額 38 万円以下であること)を有	
	し、かつ年間所得額が 500 万円以下の男性	

3. 2で求めた額を12で割る(認定年間所得÷12ヵ月=認定収入月額)

2で計算した額は1年間の認定所得月額なので、それを12で割った額が申込者の「認定所得月額」となります。

4. 計算結果を入居資格にある収入基準と照らし合わせる

ここまでの計算で求められた額が入居資格に該当する場合、地域整備課または各出張所で入居の申し込みをすることができます。